

受給には手続きが必要です

令和6年度新たな非課税世帯等給付金を支給します

●問い合わせ先 福祉課 社会福祉班(給付金専用電話番号) ☎096-248-1200 ▲市ホームページ



物価高騰に対する支援のため、下記の世帯の皆さんへ、1世帯当たり10万円の現金を支給します。

給付額 1世帯当たり10万円

※こども加算の対象となる児童がいる場合は、児童1人当たり5万円を加算します

対象

①非課税世帯

基準日(令和6年6月3日)時点で、本市に住民票があり、世帯全員の令和6年度の住民税が非課税の世帯。

②均等割のみ課税世帯

基準日(令和6年6月3日)時点で、本市に住民票があり、世帯全員の令和6年度の住民税所得割が課税されておらず、かつ、世帯員の1人以上が住民税均等割のみ課税されている世帯。

③家計急変世帯

①②のほか、予期せず令和6年1月～10月の収入が減少し、かつ、申請月も同様の状態で、世帯全員のそれぞれの1年間の収入(所得)見込額が、住民税均等割のみ課税相当以下の収入となった世帯。

④こども加算

上記①②③の世帯のうち、平成18年4月2日以降生まれで、18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を扶養している世帯。

【①～④共通事項】

- 令和5年度の住民税が課税されていた人を含む世帯。
- 過去に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円、7万円)、物価高騰対応重点支援給付金(10万円)の支給対象になっていない世帯。
- 家計急変による給付金、他市区町村で物価高への支援を目的とする給付金の支給を受けていない世帯。
- 住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成されていない世帯。

受給方法

①②④に該当する世帯

市から案内チラシと確認書を世帯主宛に6月中旬から順次送付しています。通知が届いたら、確認書を返送するかオンライン手続きをしてください。支給時期は、確認書の返送を受け付けて2週間後が目安です。ただし、世帯の中に令和6年1月以降に転入した人がいる場合は、別途申請が必要になる場合があります。

③に該当すると思われる世帯

申請が必要です。下記の早見表と、該当する月の給料明細などを参考にしてください。申請に必要な書類など、詳しくは市ホームページまたは電話でご確認ください。

申請期限 令和6年10月31日(木)

※当日消印有効

家計急変世帯の対象となる収入限度額早見表(住民税均等割のみ課税相当の目安)

家族構成例	収入額	所得額
単身または扶養家族がない場合	1,000,000円	450,000円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合	1,703,999円	1,120,000円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	2,215,999円	1,470,000円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	2,715,999円	1,820,000円
障がい者、未成年、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

※4人以上扶養している場合の限度額は、福祉課までお問い合わせください

受給には手続きが必要です

定額減税補足給付金(調整給付金)を支給します

●問い合わせ先 定額減税補足給付金コールセンター ☎096-247-8080 ▲市ホームページ



令和6年分の所得税および令和6年度の個人住民税で、定額減税が実施されます。その中で、定額減税を十分に受けられない下記の対象者に調整給付金を支給します。

対象者

令和6年6月3日(基準日)時点で、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額*または令和6年度個人住民税所得割額を上回る(減税しきれない)と見込まれる人。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外となります。

調整給付金の対象者には、市からお知らせと確認書を送付します。

※令和6年分推計所得税額とは

令和6年分所得税は確定していないため、令和5年分所得税を元に推計として算出した額です。

調整給付金(支給される金額)

(1)と(2)の合計額を1万円単位で切り上げます。

(1)所得税分定額減税可能額=(3万円×(本人+扶養親族数))-令和6年分推計所得税額*(減税前)

(2)個人住民税分定額減税可能額=(1万円×(本人+扶養親族数))-令和6年度個人住民税所得割額

申請の流れ

- 令和6年7月上旬に給付対象者へ確認書を送付
- 給付対象者は確認書を返送またはオンライン申請
- 確認書またはオンライン申請を受け、令和6年7月中旬以降に順次支給

申請期限 令和6年10月31日(木)

※当日消印有効

調整給付金の不足額給付について

所得税の調整給付金算定で、令和5年分所得税額を使用していることから、令和6年中に、同一生計配偶者やこどもの誕生により扶養親族が増えた場合や、失業などにより令和6年分所得が減った場合などに、調整給付金に不足が生じる場合があります。その場合には、令和7年以降に追加で不足分の支給を行なう予定です。

(例)納税義務者が妻と子ども2人を扶養している場合

